

● 宿泊税設定画面

下記項目を確認いただき、登録を実施ください。

共通部分

①	会計区分	空欄にした場合、すべての宿泊予約が対象となります。(会計区分設定分を除く) 会計区分を設定した場合、対象の会計区分の宿泊予約のみ対象となります。
②	適用開始日～ 適用終了日	宿泊税の対象期間の設定を行います。※会計区分を設定する場合は会計区分の適用開始～終了の期間内である必要があります。 過去帳票の出力に影響があるため、適用開始日は実際に宿泊税が開始された日をご登録ください。(過去マスタが無い場合、締めを解除した際の再計算、宿泊税月報が正確に出力できなくなります。)
③	納税先	宿泊納税先一覧にて作成した納税先を選択します。

定額宿泊税 (宿泊税が定額の場合に設定します。)

④	料金上限 料金下限	宿泊税の課税対象範囲を設定します。重複しないよう上限と下限の設定を行ってください。
⑤	人員種別	人員種別毎に宿泊税の単価を設定してください。

定率宿泊税 (宿泊税が定率の場合に設定します。)

※チェックボックスについては次ページにて

⑥	料金下限	宿泊税が課税される最低宿泊金額を設定します。(例：野沢温泉村：6000円未満)
⑦	基準額切捨て	基準額の小数以下、十円未満、百円未満、千円未満の切捨てを設定します。 (例：沖縄県は千円未満切り捨て)
⑧	税率	税率を設定してください。
⑨	税額上限	宿泊金額に対する課税額の上限の金額を設定します。(例：沖縄県は10万円の宿泊を超える場合、10万円までが課税対象のため、 $10万 \times 2\% = 2,000$ 円)